

奈良教育大学附属学校職員会議規則

平成19年3月23日
制 定

改正 平成24年 2月22日規則第17号

(趣旨)

第1条 奈良教育大学附属学校運営規則(平成20年奈良教育大学規則第40号)第33条の規定に基づき、奈良教育大学の附属学校(以下「附属学校」という。)の職員会議に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 職員会議は、附属学校の校長(幼稚園にあっては園長とする。以下「校長」という。)の職務の円滑な執行に資するため、職員間の意思疎通及び共通理解の促進並びに職員の意見交換等を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 職員会議は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- 一 附属学校の教育方針に関する事項
- 二 附属学校の教育目標、教育計画に関する事項
- 三 附属学校の教育課題への対応方策等に関する事項
- 四 その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 職員会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教頭
- 三 教諭
- 四 養護教諭
- 五 その他校長が指名した者

2 校長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第5条 校長は、必要に応じて職員会議を開催することができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

(事務)

第6条 職員会議に関する事務は、当該附属学校において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。